

第 3 次計画への追加事項 1 (計画策定の背景)

第 1 章 第 1 節 計画策定の背景

1 地球温暖化問題の現状

20 世紀半ば以降、我々の日常生活や産業活動に伴い発生した温室効果ガスが原因と考えられる地球規模の気温上昇がもたらされており、異常気象の頻度の増加などのさまざまな気候変化を伴うとともに、種の減少等自然生態系への影響、さらには、病害虫の発生等農林水産業、熱中症、感染症の増加等健康等を含む人間社会への影響が懸念されている。これらの影響は、一部地域にとどまらず、経済、安全保障、人間の生命に打撃を与えることが想定され、世界レベルでリスクが増大することが危惧されている。そのため、社会の安全・安心の確保と持続可能な発展のためには、長期的な地球温暖化の防止(緩和策)の取組とともに、気候変動への適切な対処(適応策)の取組が不可欠である。



図 1 地球温暖化の影響

この地球温暖化に関する科学的分析や予測については、1988 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機構 (WMO) の共催により設置された「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が、これまで 4 度にわたって評価報告書を取りまとめており、2013 (H25 年) 9 月には第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書 (自然科学的根拠) を公表した。この報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、人間活動が 20 世紀

半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い(95%以上)としており、将来の気候変動を制限するためには、温室効果ガス排出量の大幅かつ持続的な削減が必要となることを指摘している。

2 国際的動向

1992(H4)年、地球温暖化の防止に向けた取組の枠組を確立するための「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択(1994(H6)年に発効)となり、1995(H7)年にベルリンで開催された第1回締約国会議(COP1)において、第3回締約国会議(COP3)で新たな国際約束の取りまとめに向けた検討を行うことを決定した。これを受け、1997(H9)年12月に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において、先進国の温室効果ガス削減を義務付ける「京都議定書」が採択され、我が国は、温室効果ガス(CO₂等6種類)の排出量を2008~2012年の第一約束期間において、1990年レベルから6%削減するという目標が課せられた。

また、2012(H24)年11~12月にカタール・ドーハで開催されたCOP18では、2020年以降の全ての国が参加する新たな枠組みについて2015年12月に開催されるCOP21で合意を目指すこと、京都議定書の第二約束期間を2013年から2020年の8年間とすること(ただし、我が国は目標値なし)、参加先進国全体で1990年比18%削減を目指すこと等が盛り込まれた「ドーハ気候ゲートウェイ」が採択された。

さらに、この新たな枠組みに向けて、2013(H25)年11月にポーランド・ワルシャワで開催されたCOP19において、2015年末に開催予定のCOP21より早い時期に全ての国が自主的な温室効果ガス削減目標や貢献策を提出すること等が合意され、我が国は、暫定的な削減目標として2020年度に2005年度比で3.8%削減(原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標)を表明した。

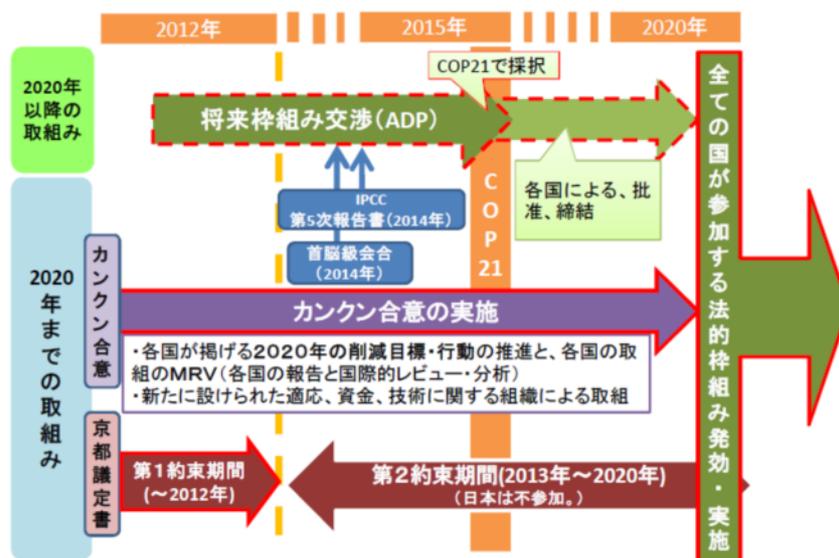


図2 温暖化国際交渉の現状(中環審地球環境部会、産構審地球環境小委合同会議(H25.7.19)資料より抜粋)

3 国内の動向

我が国では、1990(H2)年に「地球温暖化防止行動計画」を決定し、1人当たりの二酸化炭素排出量について2000年以降概ね1990年レベルで安定化を図ることとなった。また、京都議定書を受け、1998(H10)年には、2010年に向けて緊急に推進すべき地球温暖化対策として「地球温暖化対策推進大綱」を決定するとともに、地球温暖化対策に関して、国、地方公共団体、事業者、及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定した。さらに、同法は2008(H20)年に改正が行われ、都道府県、政令市、中核市及び特例市に区域の実行計画の策定が義務づけられ、2010(H22)年には、環境省が自治体等における適応策の検討・実施を支援することを目的とした「気候変動適応の方向性」を公表した。なお、環境省は、中央環境審議会の下に「気候変動影響等評価小委員会」を設置し、2015(H27)年を目途に適応計画の策定を目指している。

2010(H22)年には、2020年までに1990年比で25%削減する目標を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、これを受けて、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの環境大臣試案」が公表され、目標達成に必要な具体化に向けた検討が進められていた。しかし、2011(H23)年3月11日に発生した東日本大震災、福島第一原発事故の影響により、従来のエネルギー政策を見直さざるを得ない状況となり、我が国の削減目標は当分の間、示されないこととなった。

その後、COP19（第19回気候変動枠組み条約締約国会議）開催中の2013(H25)年11月15日、国の地球温暖化対策本部において、2020年度に2005（H17）年度比で3.8%削減（1990（H2）年度比では約3%増加）という削減目標が定められ、同月20日に石原環境大臣がCOP19で表明した。ただし、原発の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原発による温室効果ガスの削減効果を含めない現時点での目標であり、今後、これらの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定するとしている。

4 本県の地球温暖化対策の経緯

本県では、1994(H6)年の「気候変動に関する国際連合枠組条約」の発効を踏まえ、1996(H8)年3月に県民一人当たりの二酸化炭素排出量を2000年度以降1990年度レベルで安定させることを目標とした「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできた。その後、1998(H10)年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定を受け、新たに「新兵庫県地球温暖化防止推進計画（以下、「第2次計画」という）」を2000(H12)年7月に策定し（2006(H18)年7月改訂）、2010年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で6%削減することを目指した取組を進めてきた。

2010(H22)年度には、持続可能性の高い低炭素社会実現に向け、県が中長期的に取り組む施策を盛り込んだ「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」の策定を予定していた

が、東日本大震災の影響により、将来予測が不透明となり、計画策定を中断した。しかし、県の削減目標を設定することが困難な状況であっても、継続して地球温暖化対策に取り組むためには、県が取り組むべき施策の方向性を示すことが必要であると考え、2013(H25)年6月に「兵庫県地球温暖化対策方針～当面取り組むべき施策の方向性～」を策定し、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大と省エネ対策の一層の促進を掲げ、温室効果ガスの排出が少ない低炭素社会の実現を目指している。

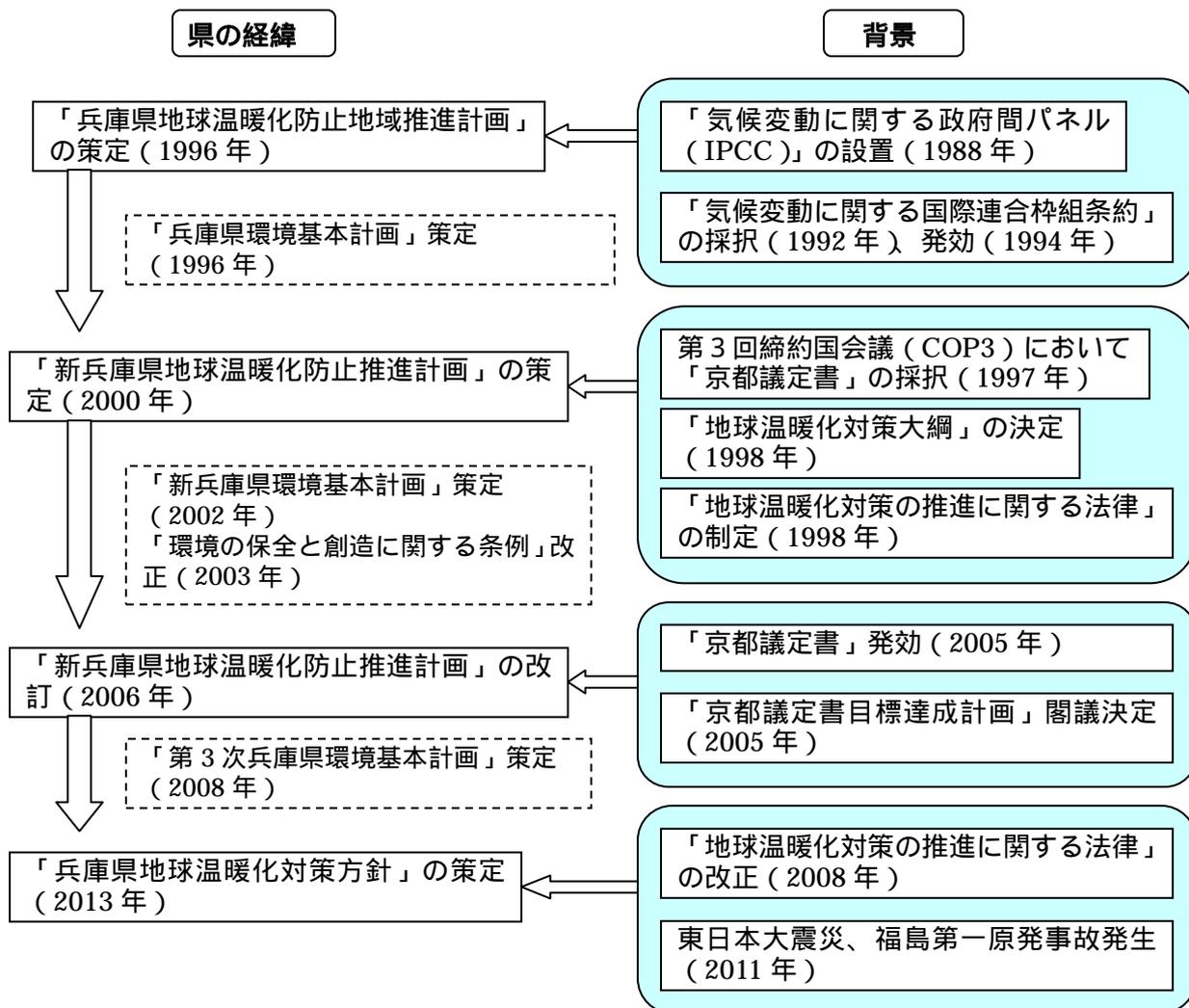


図3 兵庫県の温暖化対策の経緯